

志木市滞納ZEROプロジェクト・チーム設置規程

(設置)

第1条 市の有する債権の適正な管理及び効率的な滞納整理の推進に資するよう、当該債権のうち地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第3項の規定により地方税の滞納処分の例により処分することができるもの(以下「強制徴収公債権」という。)の徴収に関する事務を一元化することについて、その具体的な方策を検討するため、志木市滞納ZEROプロジェクト・チーム(以下「プロジェクト・チーム」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 プロジェクト・チームは、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 強制徴収公債権の現状の分析に関すること。
- (2) 強制徴収公債権を管理するための方針の策定に関すること。
- (3) 強制徴収公債権に係るマニュアルの作成に関すること。
- (4) その他滞納整理に関する必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 プロジェクト・チームは、市長が指名する職員(以下「構成員」という。)をもって組織する。

2 プロジェクト・チームに、チーム・リーダー及びサブ・リーダーを置く。

(連絡会議の設置)

第4条 所掌事務に係る総合調整を図るため、プロジェクト・チームに連絡会議を置くことができる。

(設置期間)

第5条 プロジェクト・チームの設置期間は、平成27年6月1日から平成28年3月31日までとする。

(庶務)

第6条 プロジェクト・チームの庶務は、総務部収税課において処理する。

(職務従事の形態)

第7条 構成員の職務従事の形態については、プロジェクト・チームの設置基準等に関する規程(昭和61年志木市訓令第8号)第6条第2号の規定を適用する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、プロジェクト・チームの組織及び運営について必要な事項は、チーム・リーダーが別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 この訓令は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。